



平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 森下仁丹株式会社
代表者名 代表取締役社長 駒村 純一
(コード番号 4524 東証第 2 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 武貞 文隆
電話番号 06-6761-1131(代表)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。
なお、改定箇所は、下線で示しています。

記

内部統制システムの基本方針

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは共通の「企業行動憲章」の主旨に沿い、当社代表取締役が繰り返しその精神を当社グループの取締役および使用人に伝えることによりコンプライアンスを徹底する。また代表取締役社長を委員長とする『コンプライアンス委員会』を組成し、グループ企業のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、『コンプライアンスマニュアル』に基づいた当社グループの取締役及び使用人への教育ならびに監理を実施すると同時にこれらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告する。

また、内部監査室により、全ての業務が法令・定款および社内規程に準拠し適正・妥当かつ合理的に行われているか、また当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公平不偏に調査・検証するとともに、代表取締役社長にその結果を定期的および必要に応じて報告する。

なお、法令・規程に反した行為について当社グループの取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに当該者には「森下仁丹公益通報者保護規程」に沿った対応をとるものとする。

さらに、監査役においてもその職責に基づき当社グループの取締役および使用人の職務執行に関する順法状況を検証する体制をとっている。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

規程されている『文書管理規程』、『情報資産取扱い規程』等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存及び管理する。取締役および監査役は、同規程により、これらの文書を閲覧できるものとする。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制

当社グループは、リスクマネジメントを行うため 代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取り締役会および監査役会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「特別対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に 迅速に行動し、損害およびその拡大を防止する。

4.当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図るとともに、経営計画の策定や重要な業務執行課題については、事前に取締役等で構成する経営委員会で十分な議論を行ったうえで審議し取締役会に付議し決定する。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

5.当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社の子会社に関する管理は「関係会社管理規程」に基づき、各子会社を管理する体制とし、各子会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については取締役会に報告を行う。

また、内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各子会社にも内部監査を実施し当社グループの内部統制の適切性、有効性を確保する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在監査役を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には監査役と協議の上設置するものとする。

7.前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動および人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

8.取締役および使用人が監査役会に報告するための体制ならびにその他の監査役への報告に関する体制

監査役は毎月開催される取締役会を始めとする各種の重要会議に出席し取締役の報告を聴取する。使用人の監査役に対する報告は原則取締役を経由して行うが、緊急時には取締役へ報告と同時に監査役に直接行う。

当社の監査役が必要と判断した情報については、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。この場合、報告した者に対し秘密保持に最大の配慮を行う。

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

また、監査役職務を執行する上で必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生ずる費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

9.その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

すでに社外監査役2名に就任していただき、「監査役会規則」に沿って監査体制を固めているが、さらに監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を高めていくものとする。

また、内部監査室は内部監査の計画、結果の報告を監査役に対して定期的および必要に応じて行い、監査役による監査が実効的に行われる体制を確保する。

10.財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

11.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社グループは、「企業行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排

除に向けた組織対応として、管理本部総務部が外部の専門機関と連携の上、毅然とした態度で対応する。

以上